

令和 5 年 10 月 11 日

四万十町議会
議長 味元 和義様

四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書

元「四万十町文化的施設検討委員会」有志

[Redacted names]
※ 7 名（氏名塗りつぶし）

日頃より四万十町民のための町政の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

私たちは、平成 29 年 9 月 30 日に、四万十町長から、四万十町の将来を担う子どもたちを豊かに育み、合併で広域になった四万十町に新たな賑わいを創出して、町民の暮らしの基盤となる文化活動を支えながら、四万十町の歴史と自然を後世に伝え続ける文化的施設の建設に向けた検討を委嘱・依頼されました。

検討委員会では、令和 2 年 3 月までの任期中、2 年半の間に 17 回にわたる会議を丁寧に進めながら、意見を取りまとめました。その間には、事務局の教育委員会と協働し「中高生ワークショップ」や「まちあるきワークショップ」「ストーリーづくりワークショップ」「米こめフェスタ」など町民参加型のワークショップを繰り返し実施し、シンポジウムや施設についての意見交換会、プロポーザル等に出席、先進地での視察も行い、学びを深めながら活動してきました。検討委員のなかの有志、協力者、行政と協力し参画した米こめフェスタでは、事前に保・小・中高校生のメッセージ 1000 通以上の協力を頂き、「もっと沢山の本に囲まれたい」「もっと色々な色がついている図鑑がいっぱい見たい」「もっと外国の本を読みたい」など「もっともっと」といった切実な子どもたちの願いを目にしました。今の四万十町ではこの程度の願いも叶えられないのかと涙が出ました。もうすぐ願いが叶うから、と想いを強くもしました。ワークショップでは「絵が描けるアトリエが欲しい」と言った高校生もいました。当時の子どもたちを 6 年間も待たせたままの今があります。残念なことに、元検討委員のうち数名は他界されました。6 年の歳月の重みを深く感じます。

四万十町は、本検討委員会による意見集約を踏まえて、平成 31 年 3 月に『四万十町文化的施設基本構想』、令和 2 年 2 月に『同基本計画』を策定しました。その後、令和 3 年 3 月に『同基本設計』、令和 4 年 3 月には元検討委員会との意見交換も行いながら『同サービス計画』を策定、さらに令和 4 年 10 月に『同実施設計』を完

了して本事業を計画的に進めてきたこと、さらには、特設した文化的施設整備推進室を中心とする町民への熱心な啓発活動（27号に及ぶ広報の発行や各地での町民説明会・意見交換会の開催、ケーブルテレビでの発信、イベントの敢行）の推進など、文化的施設のハードとソフトの両面から一步一步着実に本事業を進めてきたことに大きな敬意を持ちながら、多くの町民と同様にその開館を待ち望んできました。

以上のように、四万十町文化的施設計画に初期の段階から今日に至るまで真摯に関わらせていただいた私たちにとって、9月町議会における本体工事の請負契約議案の否決は到底受け入れられるものではありません。これは、私たちの日々の活動は勿論、これまでの町議会の経過や議決、民意を白紙にすることを意味し、その影響は町内外、また後世において計り知れなく大きいものと考えます。

町議会は四万十町まちづくり基本条例や四万十町議会基本条例に記載される「町民の多様な意見を把握」「把握した多様な意見をもとに政策提言、政策立案の強化」、また町民に対しての政策の説明等を十分に果たしてきたと言えるのでしょうか。

施設整備に当初から参画してきた当委員会でしたが町議会から意見交換や情報提供を求められることはありませんでした。行政に対して政策の透明性・説明責任を強く求めるとき、行政以上に政策についての説明を町民に示し共有することは議員の果たす職務です。

「四万十町文化的施設検討委員会」自体は、すでに解散しておりますが、前述の通り、出来得る限りにおいて町民の意見をまとめていった責任ある委員の立場として、四万十町議会基本条例第5条第7項及び第6条の規定に基づき、下記の対応また開催を10月中に強く求めます。

記

1. 文化的施設の規模の見直しが必要と考えるのであれば、どの程度の規模が妥当と考えるのか、根拠とともに明示してください。
2. 文化的施設の設計変更を行う必要があると考えるのであれば、完成がどれくらい先になるのか、また建設費についてどのように考えているのか、根拠とともに明示してください。
3. 文化的施設の在り方を見直す必要があると考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。
4. 上記1～3と決議について町民と意見を交換するための議会報告会を開催してください。